

第2章 合併の経緯

1 合併の背景

(1) 生活圏の一体化

地理的には、新発田市が豊浦町を北側・西側・東側の三方位から取り囲んでおり、通勤・通学や買い物、医療機関への通院などの状況をみると、行政の境界を越えて一体化が進んでいた。

また、行政面では、消防・救急、ごみ・し尿処理、火葬、介護保険認定事務など、既に各種の事務事業を共同で実施していた。

豊浦町から新発田市へ向かう人の割合

通勤	21%
通学	51%
通院	71%
購買	62%

さらに、行政区域界が複雑に入り組んでいるため、新発田市立保育園が豊浦町地内に設置されているような状況であった。このため、境界付近の地区では、通学区の問題など住民の日常生活の範囲と行政区域の乖離が問題となり、一部境界変更の請願及び陳情が出されていた。

(2) 国・地方の財政状況の悪化と少子高齢化の進展

国の財政状況は非常に厳しい状態が続いていたことに加え、地方においても、地方債残高が増加傾向にあり、市町村財政に大きな影響を及ぼし始めていた。一方、歳入面でも経済状況の悪化から、市町村税の増収は見込めず、さらには地方交付税についても一層厳しい状況が予想されるようになった。

また、急激な高齢化による福祉施策の需要増大や、少子化による生産年齢人口の減少に伴う地域経済の活力低下、さらには、多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、住民に一番身近な自治体である市町村は、行財政の効率化はもとより、人口規模拡大による自治体の基礎体力強化が求められるようになった。

2 任意の合併協議会設立に向けて

(1) 新発田市・豊浦町議員協議会の取組み

新発田市と豊浦町では、行政区域界が複雑に入り組んでいる地区を抱え、昭和61年には両市町の一部境界変更についての請願が行われ、両市町議会の採択を得たが実施には至らなかった。

その後、平成4年に新発田市・豊浦町議員交流会が発足し、議員相互の交流を深めると共に、両市町に関わる広域的な行政課題について調査・研究を深め、課題解決に寄与するため、新発田市・豊浦町議員協議会へと発展した。以来、新発田市と豊浦町では、生活圏の一体化が一層進み行政の広域的運営が求められる中、同議員協議会において広域行政や市町村合併について研究が重ねられてきた。

そして、地方自治体を取り巻く社会情勢の変化や、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の一部改正などを背景に、新発田市・豊浦町議員協議会では、平成13年2月1日の役員会で、両市町の「任意合併協議会の早期設立を求める決議」を、6月定例会を目途に行う方向で合意した。

(2) 新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設立に向けた決議

新発田市・豊浦町議員協議会の合意に基づき、両市町議会では、平成13年6月定例会で、それぞれ「新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設立に向けた決議」が提案され、全会一致で可決した。

(3) 新潟縣市町村合併促進要綱

国では、市町村の自主的な合併の促進に向けて「市町村の合併の推進についての指針」を示し、都道府県に対して、市町村の合併に向けた取組みについて積極的な支援を要請した。

これを受けて、平成13年2月13日、新潟県は県内市町村の合併パターン（組合せ案）を盛り込んだ「新潟縣市町村合併促進要綱」を策定・公表した。この要綱による合併パターンでは、新発田広域圏7市町村が一つの区域とされた。

新潟県市町村合併促進要綱による合併パターン



(4) 新発田広域圏市町村合併研究会

県の市町村合併促進要綱の公表を受けて、平成13年7月7日に、新発田広域圏の7市町村の首長による「新発田広域圏市町村合併研究会」が設置された。以後、首長レベルでの市町村合併に関する研究・検討が行われた。

平成13年11月9日の第3回研究会において、これからの取組みの方向について検討の結果、現段階では、県のパターンである7市町村が、平成17年3月31日の合併特例法期限内を目指して、一斉に取り組む状況には至っていないことから、むしろ、7市町村という枠組みに拘束されず、各市町村がそれぞれの事情にあわせて合併に取り組むことが重要であるとの認識で一致し、研究会を終結することとなった。

なお、同研究会で新発田市長から、豊浦町と新発田市の任意合併協議会の設立に向けた話し合いに入ることの表明があった。

(5) 市町村合併に関する新発田市住民アンケート調査

新発田市では、平成13年8月に市町村合併に関する住民意識調査を実施した。20歳以上の市民の5%にあたる3,199人を対象に抽出調査を実施し、約半数の1,492人から回答を得た。

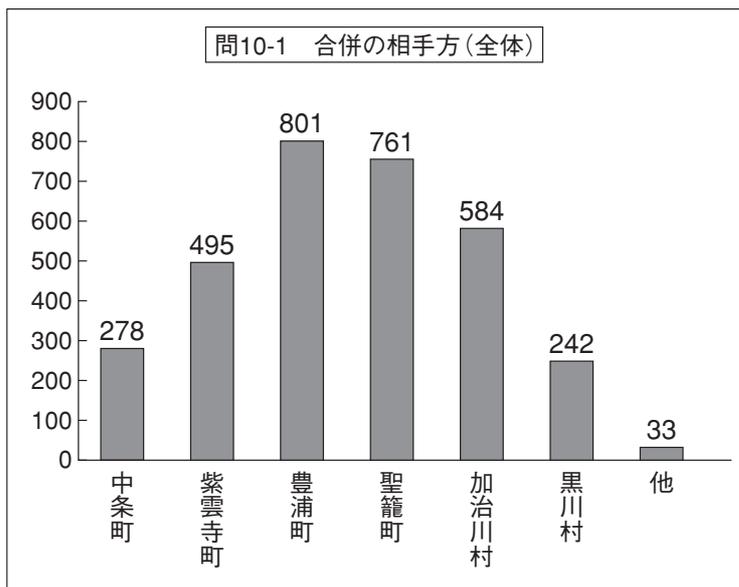
調査の結果、「合併を積極的に推進すべきである」と「合併の方向で進まざるを得ない」とする意見が66%であった。一方「合併すべきではない」または「できるならば合併しないほうが良い」とする意見は11%で、合併推進に肯定的な意見が圧倒的に多かった。

また、「合併を検討する場合に望む相手方の自治体」については、新発田広域圏内の周辺6町村のうち豊浦町がトップであった。

(アンケート調査結果抜粋)

問10 市町村合併を検討する場合に望む相手方

中条町	紫雲寺町	豊浦町	聖籠町	加治川村	黒川村	他	計
278	495	801	761	584	242	33	3,194



市町村合併を検討する場合に望む相手方の町村については、問7の「市町村合併に対する考え方」において「賛成、進まざるを得ない」と回答した990名の複数回答とした。

(6) 住民説明会

市町村合併について、住民自らが判断するために必要な情報を提供し、議論を深め、住民の合意形成に向けた気運醸成を図るため、新発田市と豊浦町ではそれぞれ住民説明会を開催した。

新発田市では、平成13年10月から11月にかけて市内8会場で、豊浦町では平成14年1月から2月にかけて全集落40会場で住民説明会を実施し、合計903名の参加者があった。



(7) 任意協議会設立準備会

新発田市と豊浦町では、両議会における「新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設立に向けた決議」の可決と新発田広域圏市町村合併研究会の終結を受けて、任意の合併協議会の設立に向けた具体的準備を開始した。

設立準備会として、新発田市と豊浦町から首長・議会議長ほか議会の各委員会委員長等がメンバーとなり、平成13年11月26日と同年12月20日に2回の会議を開催し、任意協議会の設立時期や委員構成などについて合意した。

任意協議会設立準備会委員構成

新発田市	豊浦町
市長	町長
市議会議長	町議会議長
新発田市・豊浦町議員協議会副会長	新発田市・豊浦町議員協議会会長
市議会副議長	町議会副議長
議会運営委員会委員長	議会運営委員会委員長
総務常任委員会委員長	総務文教常任委員会委員長

合意事項

項目	内容
協議会の名称	新発田市・豊浦町合併推進協議会
設立時期	平成14年1月25日(金)
委員構成	行政(市長、町長)、議会代表(新発田市11名、豊浦町9名)、住民代表(新発田市11名、豊浦町10名)、有識者(2名)の区分で45名
役員構成	会長1名、副会長3名、監事2名とし、選任は任意協議会設立の場で決定する。
組織体制	特定事項を調査・協議・調整するため、委員会を設置することができる。協議会への提案事項を協議・調整するため幹事会、専門部会、事務局を置く。
運営方針	平成13年度は協議会を2回開催する。会議は原則公開とする。 第1回会議(設立総会)、第2回会議(14年度基本方針の協議)
予算	平成13年度予算額 1,548千円 両市町それぞれで負担し、負担割合は1/2を均等割、残り1/2を人口割(市70%、町30%)とする。
事業	年度内2回の協議会開催のほかに、講演会を開催する。

3 新発田市・豊浦町合併推進協議会（任意協議会）

（1）任意協議会の設立（第1回会議）

任意協議会設立準備会の合意と、両市町の12月定例会で任意協議会設立に係る補正予算案の議決を経て、平成14年1月25日、任意の合併協議会である新発田市・豊浦町合併推進協議会が設立され、同日第1回会議が開催された。

会議では、協議会規約の制定後役員選出を行い、会長には片山新発田市長、副会長に芹野豊浦町長、牛腸新発田市議会議員、伊藤豊浦町議会議員がそれぞれ就任した。

また、平成13年度の事業計画及び予算等の承認後、今後検討することとなる合併に関する基本的事項（合併の時期、方式等）や、今後のスケジュールについて意見交換が行われ、合併に向けた本格的な協議が開始された。



任意協議会開会にあたり新発田市長あいさつ

本日はご多忙中にもかかわらず、新発田市・豊浦町合併推進協議会第1回の会議にご出席をいただき、厚く御礼を申し上げるところでございます。

近年、住民の生活圏の拡大、少子・高齢化社会の急速な進展や、極めて厳しい財政状況など、市町村を取り巻く諸環境が大きく変化している中で、市町村は住民の生活に密着し、安定したサービスを提供していくため、広域的な連携を強化し、自ら変革を遂げていかなければならない時代になってきております。

当新発田圏域の市町村合併につきましては、平成13年2月に示されました「新潟県市町村合併促進要綱」を受け、7市町村で研究を重ねてまいりましたが、7市町村が一斉に合併に向かって取り組める状況にないと判断し、ここにおいで豊浦町・芹野町長さんと、両市町の合併について真剣に協議を重ねてまいったところであります。幸い新発田市と豊浦町の両議会におかれましても、10年来の信頼関係から、6月に「任意合併協議会の早期設立に向けた決議」をいただいたことや、本協議会設立のための準備会でご協議をいただきましたことなどから、両市町の合併に向けてご理解をいただいておりますことに、感謝を申し上げます次第であります。

両市町では「市町村の合併の特例に関する法律」の期限であります、平成17年3月までの合併を目指したいと考えておりますが、市町村合併は住民のコンセンサスなくしては、成し得ない大事業でございます。私も、住民の皆様が本当に合併をして良かったといえるよう、両市町の合併について、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。ご出席の皆様におかれましては、合併の是非も含め、新しい市のまちづくりのビジョン、各種制度の調整に伴う住民サービスのあり方などにつきまして、忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

新発田市・豊浦町合併推進協議会第1回目目の会議にあたり、お願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

任意協議会開会にあたり豊浦町長あいさつ

ただいまご紹介をいただきました、豊浦町の芹野でございます。長年、懸案であった任意合併協議会の第1回目の会議が、市長さんの心遣いをいただき、ぜひ豊浦町の方に設定をしてよろしいというお話を頂戴しまして、まさに新潟県の第一のホテル、華鳳さんをお願いしてこの場所に設定させていただきました。おそろいの両市町の代表の皆様方にここまでお運びいただき、とりわけ新発田市議会の皆様方はじめ、代表の皆様方には遠いところをおいでいただき、心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それこそ懸案であったこの合併協議会の第一歩が、このような晴れやかな中で開催されるということは、我々が待ち望んだ結果であります。

市長さんからお話がありましたように、我々自治体を取り巻く情勢は、今までの住民サイドに立ったサービスを、いつまで維持できるのか、できないのかが、大きく問われる状況下にあります。このような状況下にあって、我々自治体がこんなちっぽけなところでまとまっているのか、あるいは今後はどのようなビジョンの中で、我々のまちをつくらなければならないのかということ、一歩一歩問い掛ける場になろうと思うのであります。そんな中にあって、豊浦町の代表も選ばせていただきました。これから新発田市の代表の皆様方と共に、委嘱状の交付があらうかと思えます。ぜひ覚悟を新たに、これからどうあらなければならないのかということ、十分詰めてまいりましたそれぞれの腹の内を存分に出していただいて、いいまちづくりのために皆様方からご尽力をいただけるように、お願い申し上げたいと思っております。

でき得るならば我々としては、市長さんが申されましたように7市町村、新発田広域圏が足並みをそろえて一緒のテーブルにつければ一番ありがたかったなと思っておりますけれど、ご案内のようにいろんな各個の困難な事情から、このような運びになったことに、一抹の寂しさを覚えるわけではありますが、それにつけましてもやはり、その皆様方もそれぞれの主役があります。必ずや我々が目指した大きな広域的な合併がそのうちに二次、三次と完成することを期待しております。

これから皆様方のご活躍を心からお祈り申し上げ、とりわけ大都市であります新発田市の皆様方が、快く豊浦町を受け入れていただくことを決定していただき、本当にありがたく、町長として皆様方に厚く御礼申し上げます、ごあいさつと致します。ありがとうございました。

新発田市・豊浦町合併推進協議会(任意協議会) 委員名簿

◎会長 ○副会長 ◇監事

	新発田市	豊浦町
行政	◎新発田市長 片山 吉忠	○豊浦町長 芹野 秀夫
議会議員代表 (二号委員)	○新発田市議会議長 牛腸 榮	○豊浦町議会議長 伊藤 久
	星野 幸雄	金田 健藏
	◇竹内 三男 (H14.6.1まで) ◇齋藤 正衛 (H14.6.2から)	◇浅野 榮一
	西方 信威	齋藤 明
	齋藤 五男	渡邊 一司
	宮崎 光衛	田中 武雄
	五十嵐 孝	岩渕 慎二
	二階堂 馨	小池 文廣
	佐藤 豊雄	齋藤 浩
	澁木 武衛	
	本間 道治	
住民代表 (三号委員)	松川 康男	野口 政一
	神田 盛作	齋藤 久誥
	齋藤 修三	伊藤 一雄
	齋藤 吉夫	樋口 信廣
	長谷川 弘 (H14.6.1まで) 長 和夫 (H14.6.2から)	石塚 幸榮
	高田 直	佐々木 實
	荒川 真里子	中村 榮
	石井 雅樹	横野 歌子
	黒崎 英昭	小川 イチ
	田畔 智恵子 齋藤 起仁	石坂 良隆 (H14.6.30まで) 成田 孝平 (H14.7.1から)
学識 経験者	新潟県市町村合併支援課長	中澤 清
	新潟職業能力開発短期大学校助教授	時田 一雄

※ 第1回会議 (平成14年1月25日)～第6回会議 (平成14年9月2日)

※ 平成14年10月18日 任意協議会解散

(2) 行財政制度の調整と新市建設計画の策定に向けて（第2回会議）

平成14年2月14日、第2回会議が開催され、協議会の事務に関する各種規程の専決について報告が行われた。

また、協議会に「行財政調整委員会」と「建設計画策定委員会」を設置し、協議会委員が各委員会に分かれて専門的に協議を行うこととした。

なお、合併に関する基本的事項（合併の方式、合併の時期）については、継続協議となった。

(3) 合併に関する基本的事項の承認（第3回会議）

①「合併の方式」と「合併の時期」

「合併の方式」と「合併の時期」については、合併の成否に関わる重大案件であることから、第2回会議以降、両市町それぞれの議会代表委員、住民代表委員が、勉強会や合同の意見交換会を開催するなど、委員相互の十分な話し合いが行われた。

平成14年6月2日の第3回会議において、会長である新発田市長から「合併の方式は新発田市への編入、合併の時期は平成15年7月上旬を目途とする」という提案がなされた。

○片山会長

それでは議案第3号「合併に関する基本的事項」についてお諮り致します。本議案につきましては会長である私のほうからご提案をさせていただきたいと考えております。

第2回会議の場におきまして本議案をお諮り致したところでありますが、「編入あるいは新設という方式の前に、話し合いの段階で詰められないものか、ぜひ痛みを伴う町側の心情もご理解をいただきたい。」という豊浦町長さんのご発言もありましたとおり、今一度、市、町、それぞれの委員さんの意見をまとめる時間を設けさせていただいたところでございます。その間、市、町、それぞれの2号委員さんと3号委員さんの勉強会、3号委員さんの合同での意見交換会を重ねられ、相互に理解を深められたとお聞きしております。また4月24日には豊浦町議会から新発田市議会に対し、合併の方法は編入とし、合併の時期は平成15年7月1日とするとの申し入れがあったと牛腸議長から報告がございました。

これらの状況を踏まえ、痛みを伴う町の不安感・地域住民の意見を取り入れるなど熟慮を重ねた結果、会長と致しまして本日、合併の方式は新発田市への編入とし、合併の時期については平成15年7月上旬を目途とすることをご提案させていただくものであります。併せてその合併の実現に向けましては各種手続きを進めていく上で、9月以降早々に法定協議会に移行したいというものであります。委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願い致します。

続いて、副会長の伊藤豊浦町議会議長から、会長提案事項の補足説明として次の発言があった。

○伊藤副会長

私のほうから、ただ今ご提案されました議案第3号につきまして補足説明をさせていただきます。去る4月24日に新発田市議会に対しまして、合併の方式と時期を申し入れた経過をご報告し、ご理解をいただきたいと思っております。

第2回の会議以降、町では委員間の検討を重ねてまいったところでございます。また住民代表の委員さんとも意見の交換を行ってまいりました。合併の方式については新発田市への編入は止むを得ないものであることは十分認識をしているところであります。いかに町民の意見を新しい新発田市に反映していけるかを協議してまいりました。平成15年7月に私達の議会の選挙が行われますが、合併を目前にして大変な労力と時間を費やすことよりも、合併の協議に向けた最大限の努力をしていくことが最も良いのではないかと、また合併後の新しいまちづくりの始まる時期を市議会議員として見守る者としては、新発田市との合併について今まで理解と努力を行ってきました現在の町議会議員がふさわしいのではないかと結論に達したところであります。これを住民代表の委員さんとも協議を重ね、住民代表委員さんからも地域のことをよく理解している現在の町議会議員が市議会議員となり、新しい市となる豊浦町民の不安と一緒に考えて欲しい、あるいは地域の声をまちづくりに反映させて欲しいという意見をいただきました。これが豊浦町民の総意と解し、合併の方式は新発田市への編入合併、合併の時期は平成15年7月1日、町議会議員すべてが市議会議員となることを新発田市議会に申し入れた次第でございます。

しかし一方では4年に近い間選挙を受けない議員が、市議会議員として在職してよいものかという意見が出されたのも事実でございます。また合併の大きなメリットのひとつである経費の削減という観点から町議会議員は2年を目安に合併特例法に基づき、増員される定員の4名を残し辞表を出すということも町議会から申し入れさせていただきました。

いずれに致しましても、新発田市に編入される側の住民の不安を解消させるため、新発田市さんの寛大なご理解をいただいて、より良い合併にさせていただきたいと願うものであります。以上にて補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い致します。

その後、提案事項について協議が行われ、採決の結果賛成多数で承認された。

②合併までのスケジュールと協議の基本方針

合併の方式と時期が決定した後、合併施行のために行わなければならない法手続きの関係上、平成14年9月に法定の合併協議会を設置し、合併協定書調印、廃置分合議決などの、合併施行までの主なスケジュールが確認された。

また、今後の協議の基本となる「行財政調整の基本方針」と「新市建設計画策定の基本方針」がそれぞれ承認された。

行財政調整の基本方針

1 行財政調整の基本方針

両市町の行財政調整に当たっては、下記の方針を踏まえ、新たなまちづくりに結びつけていくこととする。

- (1) 両市町の行財政内容を比較検討した上で、速やかな融合一体化の促進を図ることを原則とする。
- (2) 地方分権が進むなかで、今後、行政はどのようにあるべきかの視点をもってあたるものとする。
- (3) 両市町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しながら、合併施行時に一元化すべきものと、合併後一定期間を経て一元化を図るもの、合併後も現行どおり存続させるものを区分し、調整する。

2 行財政調整案策定の基本姿勢

両市町の個別事項の調整案策定に当たっては、上記の基本的な方針を踏まえるとともに、下記の事項に基づき策定するものとする。

- (1) 住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保
住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項について、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体性の確保に努めるものとするとともに、公共的団体等の統合についても視野に入れたものとする。
- (2) 住民サービス及び住民福祉の維持向上
現在、両市町で行っている各種行政サービスについては、極力現行サービス水準の維持向上に努めるものとする。
- (3) 負担の公平の原則に立った行政格差の解消
地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担の公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう努めるものとする。
- (4) 健全な財政運営
財源の確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権社会に対応した健全財政に努めるものとする。
- (5) 行政改革の視点に立った調整
行政改革の観点から、事務事業の見直しに努めるものとする。
- (6) 自治体の規模に見合った事務事業の見直し
自治体の規模に見合った事務事業を進める必要から、類似都市の状況も考慮するものとする。

新市建設計画策定の基本方針

1 新市建設計画策定の基本方針

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）により、作成する市町村建設計画（新市建設計画）については、概ね次のような基本方針で臨むものとする。

- (1) 本計画は、新発田市・豊浦町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、両市町が力を合わせ魅力ある地域づくりと行政・住民サービスの高度化・多様化及び住民福祉の向上を図ろうとするものである。

新市建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新市において作成する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。

- (2) 本計画は、基本方針を実現するため、合併後、概ね10年程度の期間について定める主要施策、公共的施設の統合整備及び概ね15年程度の期間についての財政計画を中心として構成する。
- (3) 主要施策については、その大綱を定め、公共的施設の統合整備については、住民生活に急激に変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。
- (4) 新市の建設計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとする。

2 新市建設計画策定の基本姿勢

- (1) 県北の拠点都市としての魅力づくりをめざす

合併の実現により、県北の拠点都市となる新市に必要な、自立性の強化や広域的役割の強化など、拠点都市としてふさわしい魅力づくりをめざすとともに、隣接市町村との広域連携に配慮した都市づくりをめざしていくものとする。

- (2) 「個」の特色の活用と「連携」による相乗効果をめざす

豊かで多彩な自然資源、産業資源、歴史文化資源など、両市町の個性を活かしつつ、それらの適正な連携と役割の発揮により、地域全体の魅力を最大限に発揮できるような都市づくりをめざしていくものとする。

- (3) 住民参加による活力ある都市づくりをめざす

今後のまちづくりにおいては、これまで以上に、まちの主役である住民自らが豊かさを実感できるようなまちづくりを進めていくことが重要であるととも

に、住民活動が活発に行われるような生き生きとした環境づくりが重要である。
このため、住民参加のまちづくりを重視した取り組みをめざすとともに、交流、イベントなどのソフト面にも配慮したまちづくりをめざすものとする。

3 新市建設計画策定の内容

(1) 新市の現状と課題

① 住民意向の把握

合併の実現に向けて、合併や合併後のまちづくりに関する住民の要望や提言を把握・整理する。

② 新市の現状と課題

現状における新市の特性と問題点、上位・関連計画における位置づけ、将来の地域を取り巻く社会環境の変化を整理・把握し、将来に向けての新市の課題を抽出・整理する。

(2) 合併の必要性和効果

地域における合併の必要性和効果の全体像を整理するとともに、主要な合併のメリット・デメリットの内容について具体的に検討・整理する。

(3) 新市の将来目標

① 新市の将来像と目標

新市の将来の方向性を示すビジョンとして、新市のまちづくりの基本理念、将来像・テーマ、及び基本目標を検討する。

② 将来フレーム

新市の将来の基本フレームとして、人口・世帯数・年齢構成・昼間人口等について、検討・整理する。

③ 将来の都市構造

拠点・軸・土地利用ゾーンなど、将来の新市の空間構成（都市構造）のあり方について、広域連携にも配慮しつつ検討する。

(4) 新市将来構想

① 施策の大綱

新市の将来目標の実現に向けての骨子となる施策の大綱を検討・整理する。

② 主要施策

施策の大綱を踏まえ、合併の効果を活かした主要施策の整理・提案・検討を行う。

③ 県事業等の推進

国・県施策や周辺地域と関連する広域施策について、整理・検討を行う。

④ 公共施設の適正配置

合併等に関連し公共施設の適正配置と統合・整備の計画を検討する。

(5) 財政計画

上記（4）の①から④に関する財政計画を検討する。

なお、行財政調整においては、市と町で行っている事業や制度を比較検討し、その内容や調整に要する時間・難易度によりA、B、Cの3つのレベルに分けて協議を進めることとした。

調 整 レ ベ ル 区 分

レベル	制度や事業の内容等	例	項目数
C	<ul style="list-style-type: none"> ・新発田市のみで実施している事業 ・豊浦町と比較して新発田市のサービス水準が高い又は負担が低い事業 ・両市町同様の事業 	障害者福祉タクシー利用助成、児童支援事業、災害資金の貸付など	676
B	<ul style="list-style-type: none"> ・豊浦町のみで実施している事業 ・新発田市と比較して豊浦町のサービス水準が高い又は負担が低い事業 	育児相談事業、紙おむつ支給事業、体育施設使用料など	293
A	<ul style="list-style-type: none"> ・上記レベルBの内容のうち、調整が困難なものや、調整に時間を要するもの（制度の格差が大きいものや、各種運営協議会や審議会など外部機関での審議・決定が必要なものなど） 	保育料、豊浦町独自の福祉制度、国民健康保険税の税率、地域審議会など	65

（４）行財政制度の調整と新市建設計画の策定の具体的協議（第４回～第６回会議）

7月1日の第4回会議から、行財政制度の調整方針、及び新市建設計画の策定について具体的な協議に入った。これらについては協議会での協議のほかに、行財政調整委員会と建設計画策定委員会をそれぞれ3回ずつ開催し、活発な議論が交わされた。

①行財政制度の調整

両市町の行財政制度の調整は、調整レベルごとにCからAへと順次基本方針に基づき調整方針案が提案され、協議が行われた。

レベルCの項目は新発田市のみで実施している事業や、新発田市のサービス水準が高い又は住民負担が低い、あるいは両市町同様の制度であり、編入する側の新発田市の制度を適用することで豊浦町側にとってサービス水準が向上するものや、現状と変わらないものであることから、調整方針案は新発田市の制度を適用する、あるいは現行どおりとすることとなった。

一方、レベルBやレベルAの調整項目は、豊浦町のみで実施している事業や、豊浦町のサービス水準が高い又は住民負担が低いものであり、合併時に統一することは困難なものが多かった。よって、調整方針案は激変緩和のため一定期間経過措置を設けて段階的に統一もしくは廃止、または合併後概ね3年から5年を目途に新市で制度を見直すこととなった。

②新市建設計画の策定

新市建設計画は、両市町の速やかな一体化の促進や均衡ある発展を図ることに重点を置きながら、県北の拠点都市として更に魅力ある発展をめざすことなどを基本方針に掲げ検討された。

また、将来にわたって健全な財政運営を行うことを基本としながら、合併特例債を有効な財源として活用することで事業の促進を図ることとし、合併年度を含む11年間の事業計画と15年間の財政計画として策定された。

なお、合併の方式が豊浦町の新発田市への編入となることから、建設計画は、主に豊浦地区を中心に記載され、合併後の新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新市で作成する基本構想、基本計画、実施計画に委ねることとした。



建設計画策定委員会の様子

③任意協議会における協議の終了

9月2日の第6回会議で、「地域審議会への取扱い」については、法定協議会で改めて協議することとし、その他提案された行財政調整方針案及び新市建設計画案がすべて承認された。

続いて、両市町の9月定例会に法定協議会設置に関する議案を提案することが確認され、任意協議会における協議が終了した。

任意協議会終了にあたり市長・町長あいさつ

○片山会長

1月25日に協議会を設立して以来、委員の皆様には計6回の協議会会議、3回の両委員会で、真剣に、慎重にご協議をいただき、本日任意協議会としての結論をいただくことができました。両市町の合併に向けた大きな一歩であり、心から感謝申し上げる次第であります。

両市町の合併については、先ほどご承認いただいたとおり、今後は法定の協議会での協議となりました。議会の議決後となりますが、委員の皆様には法定協議会でのご審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。最後に、重ねてお願いと感謝を申し上げまして、ごあいさつと致します。

最後に芹野町長さんから、ごあいさつをいただきたいと存じますので、よろしくお願い致します。ありがとうございました。

○芹野副会長

今ほどご指名をいただきました。

市長が言われますように、非常に短い期間ではありますが、その間、精力的に委員の皆様方からご審議を賜りました。

特に、私は豊浦町側でありますので、豊浦町側の経過について申し上げますと、それぞれ代表委員による町独自の勉強会を、この会議に合わせて数度行ってまいりました。また、情報の公開、町民への情報提供、住民説明会も終わらせていただきました。そして、この協議会におけるスムーズな協議の中で決定をいただきまして、法定協議会へ移る運びとなりましたことを、片山会長さんはじめ、市の代表の皆様方のおかげであると、心から御礼を申し上げます。

豊浦町も皆様方の足手まといにならないよう一生懸命に勉強して、これから市のために、新しい建設計画の中で力を発揮していきたいと思っております。今日までのご協議、皆様方に重ねて御礼を申し上げて、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

(5) 住民への情報提供

新発田市・豊浦町合併推進協議会では、協議会での協議状況や合併に関する情報を住民に提供するため、随時「協議会だより」を発行し、両市町の全世帯へ配布した。併せて協議会のホームページも開設した。

また、協議会とは別に市と町の広報誌やホームページも活用し、情報提供に努めた。さらに、平成14年8月には、市と町それぞれで住民説明会を開催し、市長・町長が先頭に立ち、合併協議の経過を報告するとともに、住民の意見要望を伺った。

新発田市では8月5日から10日まで市内12会場で、豊浦町では8月22日から30日まで町内4会場で開催し、合計340名の参加者があった。



新発田市・豊浦町合併推進協議会の経過

期 日	会議名	協議内容
H14.1.25	新発田市・豊浦町合併推進協議会第1回会議 (会場：豊浦町 ホテル華鳳)	<p>1 概要報告</p> <p>2 議事</p> <p>議案第1号 新発田市・豊浦町合併推進協議会規約の制定</p> <p>議案第2号 役員を選出</p> <p>議案第3号 新発田市・豊浦町合併推進協議会運営規程の制定</p> <p>議案第4号 平成13年度事業(案)の承認</p> <p>議案第5号 平成13年度予算(案)の承認</p> <p>協議事項 合併に関する基本的事項</p> <p style="margin-left: 2em;">①合併の方式</p> <p style="margin-left: 2em;">②合併の時期、全体スケジュール</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号は原案のとおり承認された。 ・議案第2号の役員選出については、会長に新発田市長、副会長に豊浦町長、新発田市議会議長、豊浦町議会議長、監事に新発田市議会副議長、豊浦町議会副議長がそれぞれ互選された。 ・議案第3号、第4号、第5号は原案のとおり承認された。
H14.2.14	新発田市・豊浦町合併推進協議会第2回会議 (会場：新発田市 新発田ベルナール)	<p>1 報告事項</p> <p>報告事項1 新発田市・豊浦町合併推進協議会幹事会規程の専決</p> <p>報告事項2 新発田市・豊浦町合併推進協議会専門部会規程の専決</p> <p>報告事項3 新発田市・豊浦町合併推進協議会事務局規程の専決</p> <p>報告事項4 新発田市・豊浦町合併推進協議会財務規程の専決</p> <p>2 議事</p> <p>議案第1号 新発田市・豊浦町合併推進協議会委員会規程の制定</p> <p>議案第2号 合併に関する基本的事項</p> <p style="margin-left: 2em;">①合併の方式</p> <p style="margin-left: 2em;">②合併の時期、全体スケジュール</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号は原案のとおり承認された。 ・議案第2号については、継続協議となった。

期 日	会議名	協議内容
H14.6.2	新発田市・豊浦町合併推進協議会第3回会議 (会場：豊浦町豊浦町公民館)	<p>1 議事</p> <p>議案第1号 委員の変更の承認 議案第2号 役員の選任 議案第3号 合併に関する基本的事項 ①合併の方式 ②合併の時期</p> <p>議案第4号 全体スケジュール 議案第5号 基本方針(案)の承認 ①行財政調整の基本方針(案) ②新市建設計画策定の基本方針(案)</p> <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号、第2号は原案のとおり承認された。 ・議案第3号の①合併の方式は、新発田市への編入とし、②合併の時期は、平成15年7月上旬を目途とすることで承認された。 ・議案第4号の全体スケジュールは、9月に法定協議会へ移行、11月に合併協定書調印、12月に両市町議会で廃置分合議決、3月に県議会議決、5月に総務大臣告示、7月上旬に合併施行として承認された。 ・議案第5号は原案のとおり承認された。
H14.7.1	新発田市・豊浦町合併推進協議会第4回会議 (会場：新発田市新発田ベルナール)	<p>1 議事</p> <p>議案第1号 委員の変更の承認 議案第2号 協議スケジュール 議案第3号 行財政調整方針案 (1) 企画・総務部会調整方針案 (2) 福祉部会調整方針案 (3) 産業経済部会調整方針案 (4) 建設部会調整方針案 (5) 教育部会調整方針案 (6) 行政委員会部会調整方針案</p> <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号、第2号は原案のとおり承認された。 ・議案第3号は、行財政調整方針案(レベルC)676項目を提案・協議し、全項目承認された。
H14.7.1	新発田市・豊浦町合併推進協議会第1回行財政調整委員会 (会場：新発田市新発田ベルナール)	<p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選出を行った。 委員長：浅野栄一、副委員長：斎藤吉夫
H14.7.1	新発田市・豊浦町合併推進協議会第1回建設計画策定委員会 (会場：新発田市新発田ベルナール)	<p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選出を行った。 委員長：斎藤正衛、副委員長：石塚幸栄

期 日	会議名	協議内容
H14.8.3	新発田市・豊浦町合併推進協議会第2回 行財政調整委員会 (会場：豊浦町 月岡ニューホテル冠 月)	議案第1号 行財政調整方針案 (1) 産業経済部会調整方針案 (2) 建設部会調整方針案 (3) 福祉部会調整方針案 (4) 行政委員会部会調整方針案 (5) 企画・総務部会調整方針案 (6) 教育部会調整方針案 【結果概要】 ・行財政調整方針案（レベルB）について協議。委員会としての意見を付して了承。
H14.8.3	新発田市・豊浦町合併推進協議会第2回 建設計画策定委員会 (会場：豊浦町 月岡ニューホテル冠 月)	議案第1号 建設計画素案 【結果概要】 ・建設計画素案（将来構想、基本計画部分）について協議。委員会としての意見を付して了承。
H14.8.19	新発田市・豊浦町合併推進協議会第5回 会議 (会場：新発田市 新発田ベルナール)	1 議事 議案第1号 行財政調整方針案 (1) 提案理由説明 ① 産業経済部会調整方針案 ② 建設部会調整方針案 ③ 福祉部会調整方針案 ④ 行政委員会部会調整方針案 ⑤ 企画・総務部会調整方針案 ⑥ 教育部会調整方針案 (2) 委員長報告 (3) 質疑 協議事項1 新市建設計画素案 (1) 提案理由説明 (2) 委員長報告 (3) 質疑 【結果概要】 ・議案第1号は、行財政調整方針案（レベルB）293項目を提案。第2回行財政調整委員会の委員長報告のあと協議し、全項目承認された。 ・建設計画素案（将来構想・基本計画部分）を提案。第2回建設計画策定委員会の委員長報告のあと内容を協議した。

期 日	会議名	協議内容
H14.8.24	新発田市・豊浦町合併推進協議会第3回 行財政調整委員会 (会場：豊浦町 月岡ニューホテル冠 月)	議案第1号 行財政調整方針案 (1) 企画・総務部会調整方針案 (2) 福祉部会調整方針案 (3) 産業経済部会調整方針案 (4) 教育部会調整方針案 (5) 行政委員会部会調整方針案 【結果概要】 ・行財政調整方針案（レベルA）について協議。委員会としての意見を付して了承。 ・地域審議会について追加提案があり、①合併特例法に基づく地域審議会設置、②地域審議会を設置しない、③地方自治法に基づく附属機関設置の3案が示され、協議を行った。委員会統一意見とならなかったため、3案に対する意見を付して協議会へ報告することとした。
H14.8.24	新発田市・豊浦町合併推進協議会第3回 建設計画策定委員会 (会場：豊浦町 月岡ニューホテル冠 月)	議案第1号 建設計画案 【結果概要】 ・建設計画案（将来構想、基本計画、登載事業、財政計画部分）について協議。委員会としての意見を付して了承。
H14.9.2	新発田市・豊浦町合併推進協議会第6回 会議 (会場：新発田市 新発田ベルナール)	1 報告 報告事項1 予算の流用 2 議事 議案第1号 行財政調整方針案 (1) 提案理由説明 ① 企画・総務部会調整方針案 ② 福祉部会調整方針案 ③ 産業経済部会調整方針案 ④ 教育部会調整方針案 ⑤ 行政委員会部会調整方針案 ⑥ 地域審議会 (2) 委員長報告 (3) 質疑 議案第2号 新市建設計画案 (1) 提案理由説明 (2) 委員長報告 (3) 質疑 【結果概要】 ・議案第1号は、行財政調整方針案（レベルA）を提案。第3回行財政調整委員会の委員長報告のあと、地域審議会を除く64項目について協議し、承認された。 ・議案第2号は、建設計画案（基本構想、基本計画、登載事業、財政計画）を提案。第3回建設計画策定委員会の委員長報告のあと協議し、承認された。 ・次第を変更し、議案第3号として、地域審議会について協議を行った。意見が分かれ、会長から法定協議会で改めて協議することが提案され、了承された。 ・任意協議会における協議を終了し、法定協議会への移行が了承された。

4 新発田市・豊浦町合併協議会（法定協議会）

（1）法定合併協議会の設置

市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定では、合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行う合併協議会を置くものとしている。

新発田市と豊浦町は、この法律に基づく合併協議会の設置について、任意の合併協議会での合意に基づき、両市町議会の平成14年9月定例会にそれぞれ提案、いずれも賛成多数で可決され、合併協議会の設置が決まった。

（2）県知事への届出

平成14年9月26日、片山新発田市長と芹野豊浦町長が平山新潟県知事を訪ね、新発田市・豊浦町合併協議会の設置を届け出た。片山市長が「10年来の取り組みが実を結びました。」と届出書を手渡すと、平山県知事は「県としても、最大限の支援をしたい。」と答えて受け取った。



合 第 164 号
豊総発 第 2403 号
平成 14 年 9 月 26 日

新潟県知事 平山 征夫 様

新発田市長 片山 吉忠



豊浦町長 芹野 秀夫



新発田市・豊浦町合併協議会の設置について（届出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、新発田市・豊浦町合併協議会を設置したので、地方自治法第 252 条の 2 第 2 項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 協議会を設置する地方公共団体名
新発田市、豊浦町
- 2 協議会の設置を必要とした理由
地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、新発田市・豊浦町合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、新発田市・豊浦町合併協議会を設置する。
- 3 協議会規約の写
- 4 関係地方公共団体の議会の議決書の謄本
- 5 関係地方公共団体の議会の会議録の抄本
- 6 関係地方公共団体の議会の議決状況（資料様式 1）

(3) 法定協議会の開催（第1回会議）

平成14年9月30日、法定協議会である新発田市・豊浦町合併協議会の第1回会議が開催された。

協議会の規約に基づき、両市町の首長の協議により、会長に片山新発田市長、副会長に芹野豊浦町長、牛腸新発田市議会議長、伊藤豊浦町議会議長がそれぞれ選任されたことが報告された。

また、これまで任意協議会で行ってきた一連の合併協議の継続性を保つため、法定協議会の委員には、任意協議会の委員であった方々がそれぞれ委嘱された。

会議では、協議会運営規程、事業案及び予算案の承認のあと、新発田市・豊浦町合併推進協議会（任意協議会）での合意事項を取りまとめた「合併協定書（案）」と、合併後の新市の建設計画である「合併まちづくり計画（案）」が提案された。提案では、任意協議会で平成15年7月上旬を目途としていた「合併の期日」については、住民サービスに支障をきたさぬよう、庁舎の改修や引越し作業、電算システムのスムーズな切り替えを行うため、休日明けの月曜日である「平成15年7月7日」としたい旨の説明があった。

提案事項について協議を行い、次回第2回会議で法定協議会としての決定を行うこととした。

なお、「地域審議会の取扱い」については、協議の結果、合併特例法に規定される地域審議会では、審議の対象区域が旧市町村単位に限定されることから、合併後、新市において合併に係る諸問題を総合的に審議できる地方自治法に基づく付属機関を設置することで承認された。



法定協議会開会にあたり市長・町長あいさつ

○片山会長

本日は、ご多忙中にもかかわらず、「新発田市・豊浦町合併協議会」第1回会議に、ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。新発田市、豊浦町両市町の合併に向けた協議につきましても、任意の協議会であります「新発田市・豊浦町合併推進協議会」で行財政の調整方針、新市建設計画についてご協議をいただき、その協議結果を踏まえて、第6回会議で法に基づく正式な協議に移行することをご承認いただきました。このことから、両市町では9月定例会に法定協議会の設置議案を提案申し上げ、9月17日に両議会の議決をいただき、合併に向けた正式な協議の場として、本日の第1回会議を開催させていただいたところでございます。

「新発田市・豊浦町合併協議会」では推進協議会でご協議いただきました結果をまとめ上げ、ご提案することとしておりますが、皆様には推進協議会でご協議いただいた経過を踏まえ、本日改めまして「新発田市・豊浦町合併協議会」の委員にご委嘱申し上げるものでございます。委員の皆様には、推進協議会での誠に熱心なご協議をいただきましたことに、心から感謝を申し上げ、また、今後更にご協議をいただきますことをお願い申し上げます、ごあいさつと致します。ありがとうございました。

○芹野副会長

今ほど片山会長さんからお話がありましたように、今までの経緯・経過を踏まえた任意協議会では、委員の皆様方から非常に精力的にご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。とりわけ、編入する側の新発田市の委員の皆様方の寛大なお計らいをいただき、豊浦町側は非常にありがたく感謝を申し上げたいと存じます。それこそ、新しい市の第一歩を踏み出す協議でございますので、それぞれ各委員の皆様方から、ぜひ忌憚のないご意見を寄せていただいて、良い法定協議会に仕上げたいと、期待を申し上げる次第でございます。

編入される豊浦町側としては、片山市長さんをはじめ委員の皆様には、無理難題的な問題を投げかける場面が多々あったわけですが、いろんな困難を乗り越えてここまで来られたことは、今後の合併推進のためにも大きな成果だったと喜んでおります。

ぜひ、新発田市側の皆さんの懐の大きい部分を、これからも見せていただけるよう、心から念じましてごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

新発田市・豊浦町合併協議会(法定協議会) 委員名簿

◎会長 ○副会長

	新発田市	豊浦町
行政	◎新発田市長 片山 吉忠	○豊浦町長 芹野 秀夫
議会議員代表 (一号委員)	○新発田市議会議長 牛腸 榮	○豊浦町議会議長 伊藤 久
	星野 幸雄	金田 健藏
	齋藤 正衛	浅野 榮一
	西方 信威	齋藤 明
	齋藤 五男	渡邊 一司
	宮崎 光衛	田中 武雄
	五十嵐 孝	岩渕 慎二
	二階堂 馨	小池 文廣
	佐藤 豊雄	齋藤 浩
	澁木 武衛	
	本間 道治	
学識経験者 (三号委員)	松川 康男	野口 政一
	神田 盛作	齋藤 久詰
	齋藤 修三	伊藤 一雄
	齋藤 吉夫	樋口 信廣
	長 和夫	石塚 幸榮
	高田 直	佐々木 實
	荒川 真里子	中村 榮
	石井 雅樹	横野 歌子
	黒崎 英昭	小川 イチ
	田畔 智恵子	成田 孝平
	齋藤 起仁	
	新潟県市町村合併支援課長	中澤 清
	新潟職業能力開発短期大学校助教授	時田 一雄
監査委員	木滑 博治	笠井 四郎

※ 第1回会議（平成14年9月30日）～第3回会議（平成15年3月12日）

※ 平成15年6月30日 法定協議会解散

(4) 合併協定項目と新市建設計画の承認（第2回会議）

平成14年10月10日、法定協議会の第2回会議が開催され、前回提案された「新発田市・豊浦町合併協定書（案）」並びに、「新発田市・豊浦町合併まちづくり計画（案）」については原案のとおり承認され、合併の期日は平成15年7月7日と決定した。

新市建設計画が作成されたことにより、合併特例法第5条第3項の規定に基づき、会長である新発田市長は新潟県知事と協議を行い、「異議無し」の回答をいただいた。

(5) 法定協議会の終了（第3回会議）

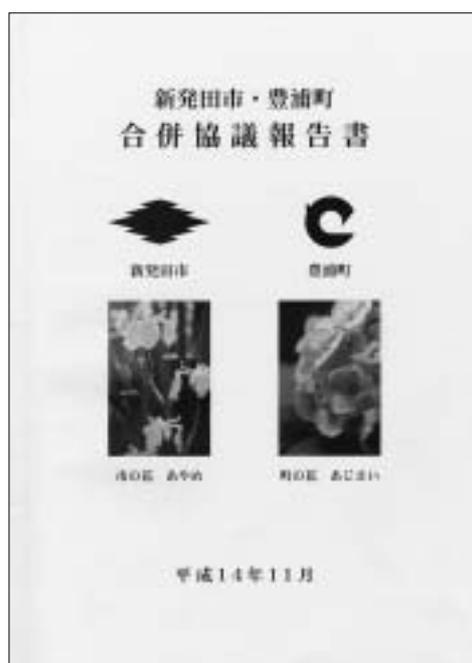
平成15年3月12日の第3回会議においては、新たに設置することとなる豊浦支所で取り扱う業務や、合併による住所変更に伴う諸手続の可否等について報告が行われた。法定協議会については、合併施行直前の6月末を目途に解散する運びとなった。

(6) 住民への情報提供

新発田市・豊浦町合併協議会では、協議会での協議状況や合併に関する情報を住民に提供するため、随時「合併協議会だより」を発行し、両市町の全世帯へ配布した。併せて協議会のホームページも開設した。

また、市と町の広報誌やホームページも活用し、情報提供に努めた。

さらに、平成14年11月には、合併協議の結果をまとめた「合併協議報告書」を市と町それぞれで作成し全世帯へ配布した。



新発田市・豊浦町合併協議会の経過

期 日	会議名	協議内容
H14.9.30	新発田市・豊浦町合併協議会第1回会議 (会場：新発田市 新発田ベルナール)	<p>1 報告 報告事項1 新発田市・豊浦町合併協議会規約の制定 報告事項2 新発田市・豊浦町合併協議会の会長、副会長及び監査委員の選任</p> <p>2 議事 議案第1号 新発田市・豊浦町合併協議会運営規程の制定 議案第2号 平成14年度新発田市・豊浦町合併協議会事業(案)の承認 議案第3号 平成14年度新発田市・豊浦町合併協議会予算(案)の承認</p> <p>3 報告 報告事項3 新発田市・豊浦町合併協議会幹事会設置規程の専決 報告事項4 新発田市・豊浦町合併協議会事務局規程の専決 報告事項5 新発田市・豊浦町合併協議会財務規程の専決 報告事項6 新発田市・豊浦町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の専決 報告事項7 新発田市・豊浦町合併協議会会議傍聴規程の専決 報告事項8 新発田市・豊浦町合併協議会委員の公務災害補償</p> <p>4 議事 議案第4号 地域審議会 議案第5号 合併協定書(案)の承認 議案第6号 合併まちづくり計画(案)の承認</p> <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号、第2号、第3号は原案のとおり承認された。 ・議案第4号は、地域審議会について協議を行い「合併後、新市において地方自治法に基づく付属機関を設置する。」と承認された。 ・議案第5号は、合併協定書(案)が提案され協議を行った。なお、合併の期日は、平成15年7月7日として提案された。 ・議案第6号は、新発田市・豊浦町合併まちづくり計画(案)が提案され協議を行った。
H14.10.10	新発田市・豊浦町合併協議会第2回会議 (会場：豊浦町 ホテル清風苑)	<p>1 議事 議案第5号 合併協定書(案)の承認 議案第6号 合併まちづくり計画(案)の承認</p> <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第5号、第6号は原案のとおり承認され、合併の期日は平成15年7月7日と決定した。 ・法定協議会における実質協議が終了した。
H15.3.12	新発田市・豊浦町合併協議会第3回会議 (会場：豊浦町 ホテル泉慶)	<p>1 報告 報告事項1 合併申請の手続き 報告事項2 支所機能(案) 報告事項3 住民周知</p>

5 合併協定調印式

平成14年11月6日、新発田市生涯学習センターにおいて、新発田市・豊浦町合併協定調印式が執り行われた。

来賓や両市町関係者が見守る中、片山新発田市長、芹野豊浦町長が協定書に署名、押印を行った後、立会人として平山新潟県知事、石井新潟県議会議長、牛腸新発田市議会議長、伊藤豊浦町議会議長がそれぞれ署名、押印した。



合併協定調印式 次第

- 1 開 式
- 2 あいさつ
 - 新発田市長 片山 吉忠
 - 豊浦町長 芹野 秀夫
- 3 立会人紹介
 - 新潟県知事 平山 征夫 様
 - 新潟県議会議員 石井 修 様
 - 新発田市議会議員 牛腸 栄 様
 - 豊浦町議会議員 伊藤 久 様
- 4 来賓紹介
 - 衆議院議員 稲葉 大和 様
 - 新潟県議会議員 帆苅 謙治 様
 - 新潟県議会議員 江口 俊一 様
 - 新潟県議会議員 佐藤 浩雄 様
 - 新潟県議会議員 岩村 良一 様
- 5 協議経過及び協定内容説明
- 6 調 印
- 7 立会人祝辞
- 8 来賓祝辞
- 9 閉 式

合併協定調印式あいさつ

新発田市長 片山 吉忠

新発田市・豊浦町合併協定調印式の開式にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、新発田市・豊浦町合併協定調印式を開催致しましたところ、調印の立会いという大役をお引き受けいただきました平山新潟県知事様、石井新潟県議会議長様には、心から御礼申し上げます。

また、日頃ご指導をいただいております稲葉衆議院議員並びに県議会議員の諸先生方をはじめ、ご列席の皆様方には、時節柄大変お忙しい中、ご臨席を賜り、心から感謝申し上げます次第でございます。

ご案内のとおり、社会を取り巻く環境は大きく変化しており、特に地方行政にあっては、地方分権の推進、少子・高齢化社会や多様化する住民ニーズに対する対応など、新たな課題に的確に対処していく必要に迫られております。

このような大きな変革の時代にあって、新発田市、豊浦町では、それぞれの個性を活かした豊かな地域を築くために、両市町の合併につきまして、協議を重ねてまいったところでございます。

特に、両市町の合併に向けた協議にあたりましては、平成13年6月定例会で「新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設置に向けた決議」を採択いただくなど、両市町議会の格別なるご理解とご支援を賜りましたことに、改めて御礼を申し上げるところでございます。

本日は、1月から6回を数えました推進協議会でのご協議、そして、2回の合併協議会でのご協議により、ご承認を賜った全ての集大成として、豊浦町長さんと協定書の調印を執り行わせていただくものでございます。この間、委員の皆様には、新市の建設に向けて熱心にご協議をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

今後、新発田市は、新市に向けた準備を行っていくこととなりますが、新しい住民の方々と共に、新しい新発田市を創造していけますよう、新発田市長として、豊浦町民の皆様を心からお迎え致しますことを、お誓いを申し上げまして、ごあいさつと致します。

合併協定調印式あいさつ

豊浦町長 芹野 秀夫

新発田市・豊浦町合併協定調印式にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、合併協定書に署名をする段になり、ここに至るまで、関係各位の合併に向けての並々ならぬご尽力を思い、胸を熱く致しているところであります。

顧みますと、新発田市と豊浦町は歴史的、地理的なつながりも深く、平成4年に新発田市・豊浦町議員協議会が発足し、以来10年を越す長期間、市町村合併を含む様々な研究や論議がなされてきました。

それを両市町間の資産としながら、今年1月に第1回任意協議会が開催され、以後、回を重ねるごとに、行財政調整の内容や新市の建設計画が明らかになり、これからの新しい新市の発展が約束され、多様な住民の要望を十分に満たすことのできる、健全な地域の発展が見込まれることとなりました。

これはひとえに合併協議会の皆様は言うまでもなく、両市町の議会議員各位の深いご理解と、住民の方々の合併に寄せる熱い思いの賜物と、深く感謝を申し上げる次第であります。

今後は残されましたスケジュールが円滑に進むよう、最大限の努力を払う所存でありますので、合併協議会委員、議会議員の皆様方はじめ、ご列席の皆様方には、今後ともより一層のご指導ご協力を心からお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

6 合併関連議案の議決

新発田市・豊浦町合併協定書の調印を受けて、両市町では、平成14年12月定例会に次の合併関連4議案を提案し、いずれも賛成多数で可決した。

- 廃置分合について
- 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について
- 廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について

7 合併申請

平成14年12月19日、片山新発田市長と芹野豊浦町長は平山新潟県知事を訪ね、「新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合申請書」を提出した。

申請書を受け取った平山県知事は、「今回の新発田市と豊浦町の合併は、合併を進めている他の自治体のモデルとなる。」と述べた。





合 第 255号
豊総発第 3016号
平成14年12月19日

新潟県知事 平山 征夫 様

新発田市長 片山 吉忠



豊浦町長 芹野 秀夫



新発田市及び北蒲原郡豊浦町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成15年7月7日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市へ編入することとしたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併予定年月日 平成15年7月7日
- 2 廃置分合を必要とした理由
- 3 合併協定書の写
- 4 新市建設計画書
- 5 関係市町議会の議決書の謄本及び会議録の抄本
 - (1) 廃置分合に関する議会の議決書
 - (2) 財産処分に関する議会の議決書
 - (3) 議会の議員の在任に関する議会の議決書
 - (4) 農業委員会の委員の任期に関する議会の議決書
- 6 協議書の謄本
 - (1) 財産処分に関する協議書
 - (2) 議会の議員の在任に関する協議書
 - (3) 農業委員会の委員の任期に関する協議書
- 7 関係市町の現況表
- 8 位置図
- 9 その他参考資料

8 県知事の廃置分合処分と総務大臣への届出

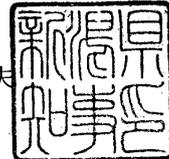
平成15年3月20日、新潟県議会における新発田市と北蒲原郡豊浦町の廃置分合議案の議決を受けて、同日、新潟県知事は合併の決定を行い総務大臣へ届け出た。

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成15年7月7日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入するものとする。

平成15年3月20日

新潟県知事 平山 征夫



9 総務大臣告示

総務大臣は、平成15年4月11日付けの総務省告示第305号で、平成15年7月7日から北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市へ編入する旨告示を行った。

ここに、合併に関する一連の法手続きが全て完了し、新発田市と豊浦町の合併が正式に決定した。

平成15年4月11日 金曜日 官 報 第3584号 2

告 示

金融庁
○法務省告示第五号
財政省

社債等の面額に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十五号の規定に基づき口頭管理機関を指定する件（平成十五年一月金融庁・法務省・財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。
平成十五年四月十一日

金融庁長官 高本 博吉
法務大臣 森山 眞弓
財務大臣 塩川 正太郎

「ワロモン・スミス・パニーニ アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク市、グレンツェン」を「シタイダグループ・グローバル アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク市、グレンツェン」に改め、「クレディア・アグリコル インベスター サービシズ」を「バンク・ルクセンブルグ」の項の次に次のように加える。

アイエヌジー ビーエイチエー ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン トラッケンハイマー
ファイバント アクテイング クラウド・ストラクチャー
セザート
クレディ ユーロベイン エルクセンブルグ大公園 ルート デレコ 五十二
スエー
バンク オプトウキリウミ ルクセンブルグ大公園 ルクセンブルグ市 ルート デレコ 五十二
ツビシ ルクセンブルグ エルクセンブルグ大公園 ルート デレコ 五十二
スエー
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） ルクセンブルグ大公園 エミール ロイター
ルクセンブルグ エルクセンブルグ大公園

○法務省告示第三〇五号
市町の廃止
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、新潟県北蒲原郡豊浦町を廃し、その区域を新発田市に編入する旨、新潟県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十五年七月七日からその効力を生ずるものとする。
平成十五年四月十一日
総務大臣 片山虎之助

○法務省告示第八十七号
市町の廃止
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、二重県北勢郡北勢町、阿蘇員井町、同郡大友町及び同郡藤原町を廃し、その区域をもつていなべ市を設置する旨、二重県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

○外務省告示第四〇号
平成十三年六月三日にカイロで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。